一般社団法人 日本統合医療学会
慶 弔 規 程

2019 年 12 月 6 日施行

第１条（目的）
この規程は、一般社団法人日本統合医療学会（以下「当学会」という）における慶弔事に関して規定するものである。

第２条（規程の対象）
この規程は、慶事及び弔事に関わる当学会の対応について適用する。

第３条（慶弔事）
この規程の対象となる「慶事」とは、当学会が慶祝することにつき、業務執行理事会が適当であると判断される事柄を言う。
２　この規程の対象となる「弔事」とは、当学会が弔意を伝えることにつき、業務執行理事会が適当であると判断される事柄を言う。

第４条（慶弔時にかかる費用）
電報を送る場合は 5,000 円を上限として当学会が支出し、代表理事の名をもってこれを送る。
２　生花を送る場合は 20,000 円を上限として当学会が支出し、代表理事の名をもってこれを送る。
３　慶弔のための儀式・式典等に当学会から参列者を派遣する場合、次の各号に挙げる諸費用については当学会より支出する。
　一　交通費
　二　儀式・式典等に参加するにあたって供出する金銭並びに参加費
　三　その他業務執行理事会において必要と判断される費用
４　前項各号については、一般に必要と判断される最低限度の水準のものとする。

第５条（学会誌及び会報への掲載）
業務執行理事会が必要と判断した場合、当該慶弔事について学会誌及び会報にこれを掲載する。

第６条（国際関係における慶弔事）
本規程は国内における慶弔事について適用するものとし、国外における慶弔事についての対応は、その都度業務執行理事会で図ってこれを決める。但し、その場合の支出は一般に必要と判断される最低限度の水準のものとする。

第７条（規定等の改廃）
本規程の全体または一部の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付則
この規程は 2019 年 12 月 6 日から施行する。